屋外広告物条例
ガイドブック

郡山市 都市構想部 開発建築法務課 景観係
〒963-8601　郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
TEL：024-924-2371 FAX：024-938-2720
E-mail:kentikuhoumu@city.koriyama.lg.jp

目次

§１　屋外広告物とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

§２　屋外広告物の規制について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

§３　屋外広告物に係る各種手続について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

§４　屋外広告物の管理者、点検者について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

§５　許可基準、許可期間一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

§６　許可期間、申請手数料一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

§７　規制の適用が除外となる広告物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

§８　屋外広告業者の登録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

§９　許可申請までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

§10　Ｑ＆Ａ集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

〇屋外広告物の例

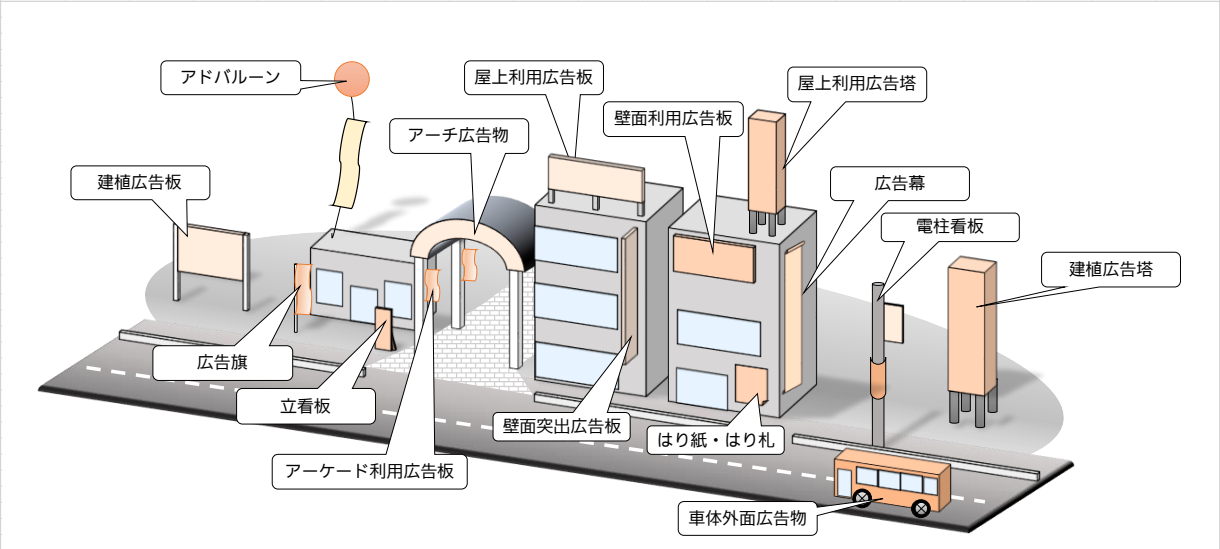

§１　屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、

① 常時又は一定の期間継続して**（昼間又は夜間のみ表示するような場合も該当します）**

② 屋外で

③ 公衆に

表示されるもので、

④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます（屋外広告物法に規定）。

表示内容については、文字だけでなく、絵、商標、シンボルマーク、写真等により見た人に具体的なイメージや観念を与えるものや、商業広告以外の営利を目的としないものも含みます。

屋外広告物は、次のとおり分類します。

①自己用広告物…自己の名称や営業内容等を表示するために、自己の店舗や事業所等の建物や敷地に表示する広告物。

②一般広告物…自己用広告物に該当しない広告物で、自己の営業等に関係のない内容を表示している広告物や、ロードサインのような店舗等が無い場所に表示している広告物。

③管理用広告物…管理上必要な注意書き、連絡先などを表示している広告物。

規制の対象となる広告物の総面積は、設置者毎ではなく、**同一敷地内又は同一建築物に表示されている全ての広告物の合計面積**で算出されます。敷地、物件の管理者は適切な運用、管理、指導をお願いいたします。

◆参考◆同一敷地内、同一建築物の考え方について

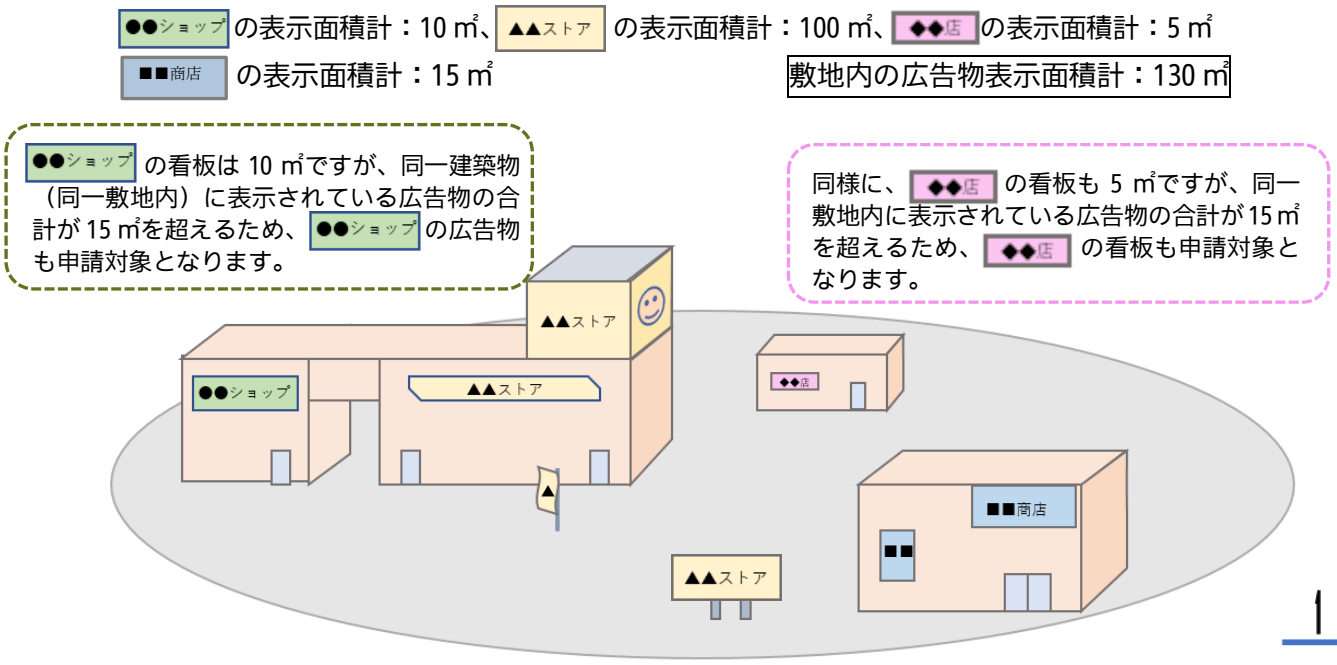

§２　屋外広告物の規制について

【１】郡山市屋外広告物条例について

屋外広告物は、店舗や会社の案内、業務内容や商品などの情報を伝えるための手段として、広く利用されています。

しかしながら、けばけばしい色彩を用いたり、無秩序に表示・掲出されたりすると、地域の自然やまち並みの景観を阻害したり、人々への危害を及ぼす要因ともなりかねません。

郡山市では、屋外広告物法に基づく郡山市屋外広告物条例により、屋外広告物が適正に掲出されるよう基準を定めています。

【２】禁止広告物（どんな場合であっても表示・掲出できません）

①著しく汚損、退色、塗料等の剥離、破損、老朽化したもの。
②倒壊、落下のおそれのあるもの。
③交通信号機、道路標識等に類似したもの。
④道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの。
⑤地色に蛍光、発光、反射塗料を使用しているもの。

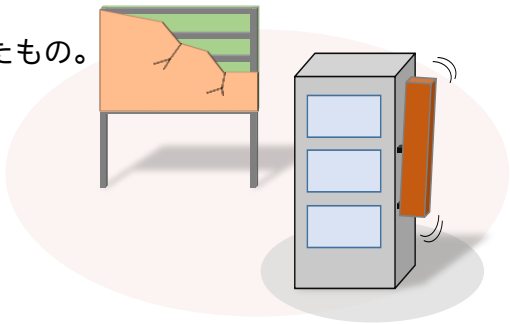

【３】禁止物件（次の物件には原則として表示・掲出できません）

①街路樹、路傍樹、交通信号機、道路標識、防護柵、カーブミラー、道路上のパーキングメーター、トンネル、高架構造物、分離帯、地下道上屋、防雪・防砂施設、石垣、擁壁、道路上の配電塔、分電盤、ガス計器、イス・ベンチ等（道路管理者が設置したもの）、郵便ポスト、電話ボックス、消火栓、火災報知機、送電塔、送受信塔、照明塔、形像、記念碑、煙突、ガスタンク等のタンク類。
※詳細についてはお問い合わせください。

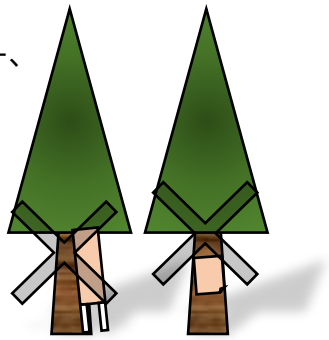

②電力柱、電話柱、街路灯柱、アーケード柱には、規則で定めた形式以外の広告物は表示・掲出できません。
容易に取り外しが可能なはり紙、はり札、立看板、広告旗等であっても表示、掲出できません。

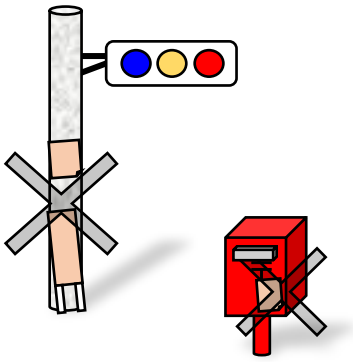

【４】禁止地域（次の地域では原則として表示・掲出できません）※15㎡以下の自己用広告を除く

禁止地域においても、許可を受けることで、30㎡まで表示・掲出することができます。

①第一種低層住居専用地域。

②風致地区（開成山風致地区、善宝池風致地区、五百淵風致地区、荒池・酒蓋風致地区）。

③国、県及び市が重要文化財又は重要有形民族文化財に指定した建造物とその周囲 300m以内の区域、史跡、名勝、天然記念物、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物。

④保安林、国立公園、県立自然公園、都市公園（野球場を除く）。

⑤県指定の自然環境保全地域、緑地環境保全地域。

⑥規則で定める道路、鉄道、索道の区間と、これらの区間から展望できる地域(禁止路線)。
詳細は P14 参照

⑦河川、湖沼。

⑧古墳、墓地、社寺、教会の建造物等とその敷地。

⑨官公署、学校、図書館等の公共用建造物とその敷地。

⑩「郡山市猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区」（郡山市景観づくり条例で指定）。

【５】許可地域（規則に定める広告物以外を表示する場合、許可申請が必要となります）

※許可不要となる広告物は、P11～P15 を参照。

禁止地域以外の下記の地域

①都市計画区域内。

②規則で定める道路、鉄道、索道の区間と、これらの区間から展望できる地域（許可路線）。

③禁止路線のうち、家屋連たん地区（戸数 30 戸以上に限る）。

※許可不要の広告物については、適用除外のページをご確認ください。

【６】罰則規定

次のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

〇許可を受けずに広告物を表示した場合

〇許可を受けずに広告物を変更した場合

〇許可期間終了後、広告物を除却しなかった場合

〇市長の命令（除却以外）に違反した場合

次に該当する者は、１０万円以下の罰金に処する。

〇市長の命令（除却）に違反した場合

※詳細は郡山市屋外広告物条例をご確認ください。

§３　屋外広告物に係る各種手続き

屋外広告物を掲出する場合、又は許可を受けた屋外広告物を許可期間満了後も継続して掲出する場合は、申請書を提出し、郡山市長の許可を受けなければなりません。

申請内容	必要書類等	市からの交付書類等	注意事項
【新規】 新たに広告物を申請する場合	①屋外広告物許可申請書 ②表示場所の位置図 ③現況写真 ④広告物の形状、寸法、意匠等を示す図面 ⑤土地物件所有者の承諾がわかる書類	・屋外広告物許可証 ・許可済証（シール）	申請には許可申請手数料がかかります。
【更新】 許可を受けている広告物を継続して申請する場合	①屋外広告物許可更新申請書 ②広告物の現況写真 ③安全点検報告書		更新は、前回許可期間満了の一ヶ月前までに申請しなければなりません。 申請には許可申請手数料がかかります。
【変更】 許可を受けている広告物の変更（**※軽微な変更を除く**）を行う場合	①屋外広告物変更許可申請書 ②表示場所の位置図 ③広告物の現況写真 ④広告物の形状、寸法、意匠等を示す図面 （変更前と変更後が確認できること）		申請には許可申請手数料がかかる場合があります。
【除却】 許可を受けた広告物を除却する場合	①屋外広告物除却届 ②広告物の除却前と除却後の写真	――	建植広告板等については、板面のみの除却だけではなく、工作物全体の除却が必要となります。

※軽微な変更…表示内容の変更、色彩・意匠の変更、一部撤去、寸法の縮小、
構造変更のない補強、構造変更のない修繕。

なお、軽微な変更については、実施後、更新申請の際に下記書類を提出してください。

・変更前、変更後の写真
・変更後の図面等

§４　屋外広告物の管理者、点検者について

【１】管理者について

屋外広告物を表示する者は、当該広告物を管理する者を置かなければなりません。管理義務とは、屋外広告物に関して補修やその他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持する義務のことで、表示・設置者、管理者、所有者、占有者が、それぞれ義務を負うことを条例に明記しています。また、**地上から広告物の上端までの距離が４ｍを超える場合、管理者は【３】のいずれかの有資格者**にしなければなりません。

【２】点検者について

広告物の許可を更新する際には、申請の日から３か月以内に実施した点検の結果を記録した「安全点検報告書」を提出することが義務付けられています。また、**地上から広告物の上端までの距離が４ｍを超える広告物は、有資格者の点検が必要になります**のでご注意ください。」点検方法の詳細は「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省）を参考としてください。

点検の結果、広告物等に異常が認められたときは、広告物の所有者と管理者は協力して、状態に応じ補修、改修及び撤去その他の必要な措置を直ちに講じたうえで、その結果を添えて更新申請書を提出してください。

【３】資格について

地上から広告物の上端までの距離が４ｍを超える広告物を管理、点検できる資格は以下のとおりです。

〇屋外広告士
〇（一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する点検技能講習の修了者
〇広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員又は職業訓練修了者（広告美術科にかかるもの）
〇１級建築士、２級建築士
〇特定建築物調査員
〇ネオン工事士
〇施工管理技士（建築に限る）

有資格者の点検が必要
①、②、③、④、⑤

所有者又は占有者の点検が必要
⑥、⑦

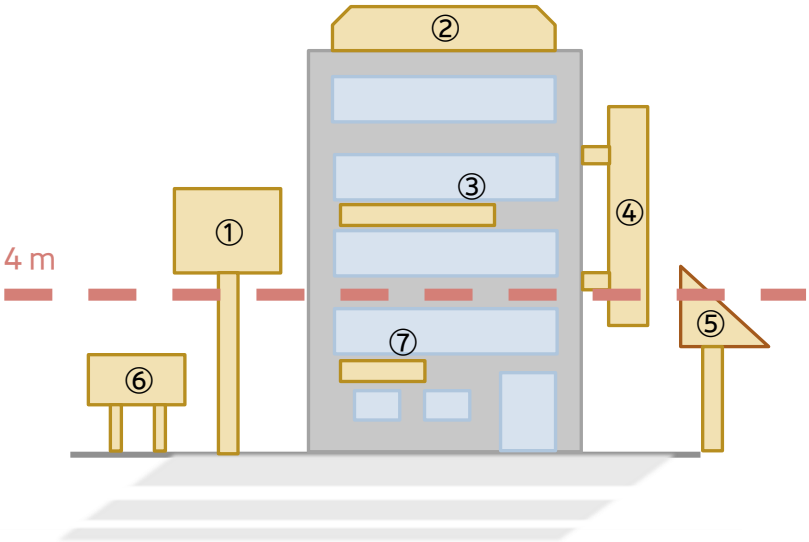

§５　許可基準、許可期間一覧

	広告物の種類	許可基準	許可期間
電柱看板	巻きたて看板	・縦 1.8m以下 ・下端が地表から 1.2m以上で、かつ上端が 4.5m以下 ・禁止路線の電柱等に掲出する場合は、 黒色（光沢のあるもの） 赤色（マンセル値　7.5R 4.5/15） 黄色（マンセル値　7.5Y 7.5/14） は原則として使用しないこと 使用する必要がある場合は、表示面積の２分の１以下とすること 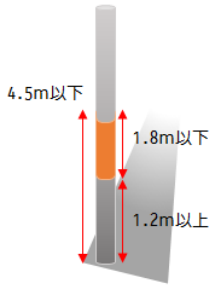	２年以内
	そで看板	・幅 0.5m以下、長さ 1.2m以下 ・下端が歩道上では 2.5m以上、歩車道の区別のない道路では 4.5m以上 ・原則として道路中央側に向けて表示しないこと ・禁止路線の電柱等に掲出する場合は、 黒色（光沢のあるもの） 赤色（マンセル値　7.5R 4.5/15） 黄色（マンセル値　7.5Y 7.5/14） は原則として使用しないこと 使用する必要がある場合は、 表示面積の２分の１以下とすること 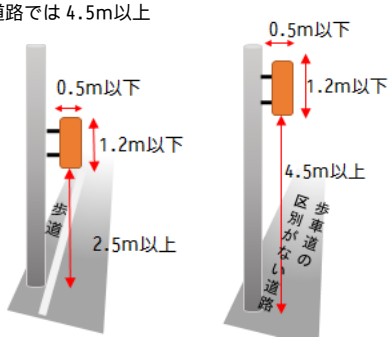	２年以内

	広告物の種類	許可基準	許可期間
広告板	建植広告板	・１面の表示面積が 30 ㎡以下 ・電光可変表示広告物：近隣商業、商業地域は 30 ㎡以下（商業広告などの一般広告物も可） それ以外の地域は 15 ㎡以下（自己用広告物に限る） ・市街化調整区域は、道路境界から広告物の高さ分を離して設置すること（自己用の場合は後退不要） 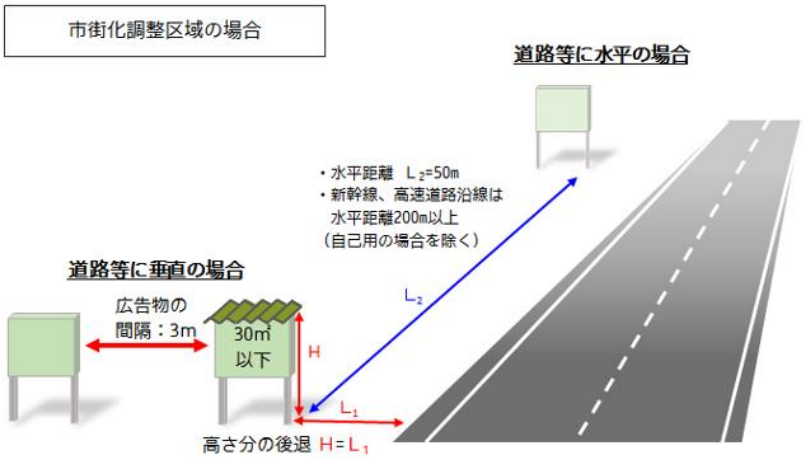 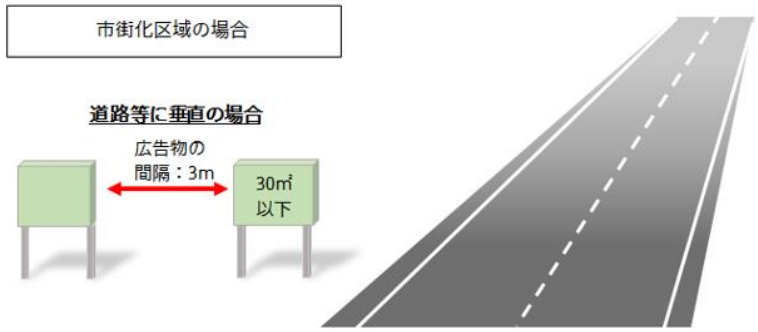	２年以内

<table>
<tr>
<td rowspan="2">広告板</td>
<td>壁面利用広告板</td>
<td>・同一壁面（見つけ面）内の表示面積計が 50 ㎡以下、かつ表示壁面面積の 1/2 以下
・表示壁面の上端を超えないこと
・近隣商業、商業地域以外で電光可変表示広告物を掲出する場合は 25 ㎡以下、かつ表示壁面面積の 1/2 以下
 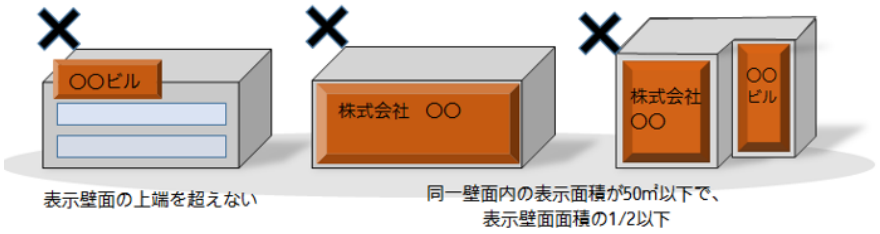

※庇下の広告物やガラス面の外貼り広告物も壁面利用広告物として扱います。
 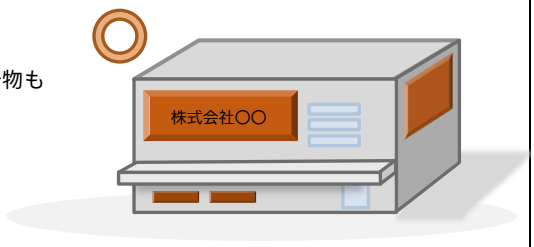
</td>
<td>２年以内</td>
</tr>
<tr>
<td>壁面突出広告板</td>
<td>・全ての表示面積が 50 ㎡以下
電光可変表示広告物：近隣商業、商業地域は 50 ㎡以下、それ以外の地域は 25 ㎡以下
・壁面からの突き出し幅は２m以下（道路上には 0.5m以下、歩道上には１m以下）
近隣商業、商業地域以外の地域で電光可変表示広告物を掲出する場合は、道路上に突き出さないこと
・地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m以上、歩車道の区別がない道路では 4.5m以上
・電光可変表示広告物の場合は、広告物の上端の高さが壁面の高さを超えないこと
 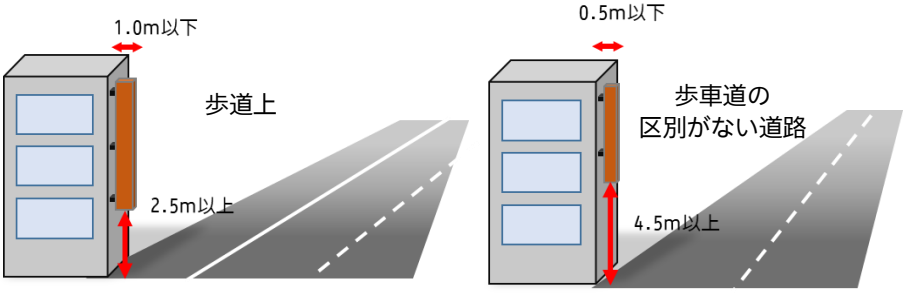

 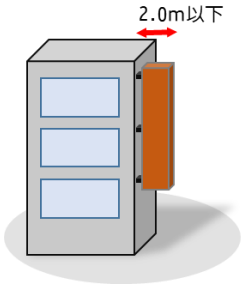

 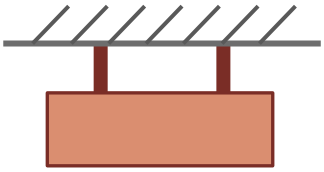
※天井などからの吊り下げ広告も壁面突出広告として扱います。
 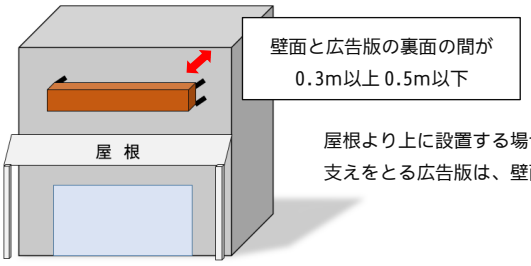

屋根より上に設置する場合で、0.3m以上の支柱で壁面に支えをとる広告版は、壁面突出広告版として扱います。</td>
<td>２年以内</td>
</tr>
</table>

※電光可変表示広告物（デジタルサイネージ等）について

LED や液晶画面等により常時表示内容を変更することができる装置を有する広告物は、電光可変表示広告物に分類されます。

電光可変表示広告物は禁止地域には表示できません。

商業地域・近隣商業地域以外で電光可変表示広告を設置する場合は、自己用広告物のみ表示することができます。

その他、取り扱いについては **P12、P13、P15** をご確認ください。

	屋上利用広告板	・高さ 10m以下 ・全ての表示面積が 50 ㎡以下 ・近隣商業、商業地域以外の地域では電光可変表示広告物は掲出不可 A＋B ≦ 50 ㎡ … ○ A＋B ＞ 50 ㎡ … × 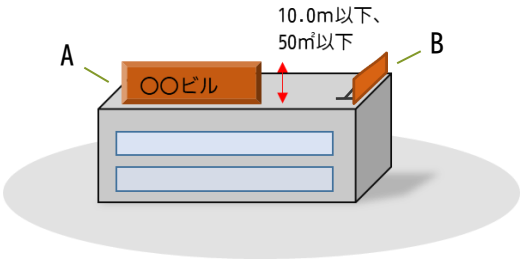 	２年 以内
広告板	アーケード利用広告板	・地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では 2.5m以上、車道上では 4.5m以上 ・１面の表示面積が１㎡以下 ・同一アーケード内においては同一規格とすること 車道上：4.5m以上 歩道上：2.5m以上 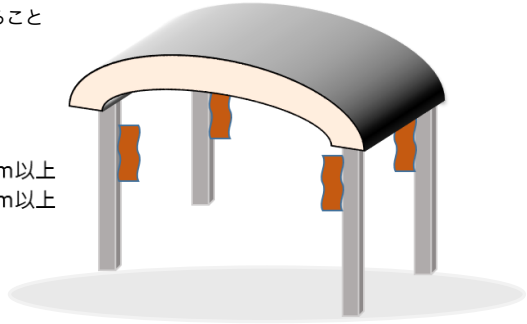	２年 以内
	橋りょう側面利用広告物	・１面の表示面積が５㎡以下で、かつ、表示側面面積の 10 分の３以下であること。 ・電光可変表示広告物等でないこと。 ・交通及び通行の支障とならないこと。 ・広告物の外郭が表示側面からはみださないこと。 ・欄干部分にかからないこと。 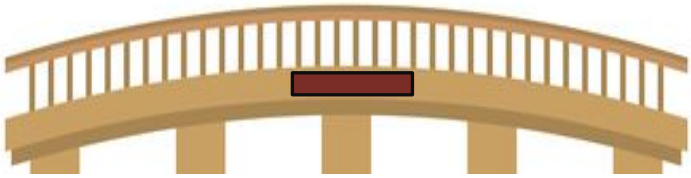	
	橋りょう階段利用広告物	・ 道路に対し垂直方向に並べて設置する場合、１面の表示面積が５平方メートル以下で、かつ、表示階段面面積の 10 分の３以下であること。 ・ 電光可変表示広告物等でないこと。 ・ 交通及び通行の支障とならないこと。 ・ 踏面には表示し、又は設置しないこと。 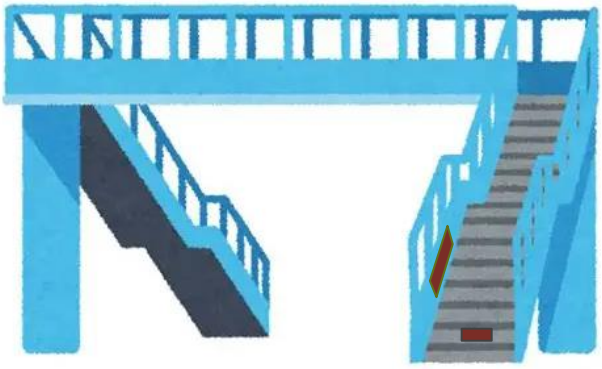	
車体外面広告物		・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと 例）ラッピングトラック、キッチンカー （表示面積が５㎡以下で自己用広告のみの場合は許可不要）	２年 以内
テント幕等広告物		・一面の表示面積が 50 ㎡以下であること（1 月の長期にわたってテント幕等を利用して表示するもの） 例）のれん、ターポリン幕	２年 以内

<table>
<tr>
<td></td>
<td>建植広告塔
（広告表示面が
３面以上のもの）</td>
<td>・高さ 20m以下
・１面の表示面積が 30 ㎡以下で、すべての表示面積が 120 ㎡以下
・電光可変表示広告物：商業、近隣商業地域は１面 30 ㎡以下、合計 120 ㎡以下
（商業広告などの一般広告物も可）
それ以外の地域は１面 15 ㎡以下、合計 60 ㎡以下（自己用に限る）
・市街化調整区域は、道路境界から広告物の高さ分を離して設置すること（自己用の場合は後退不要）
 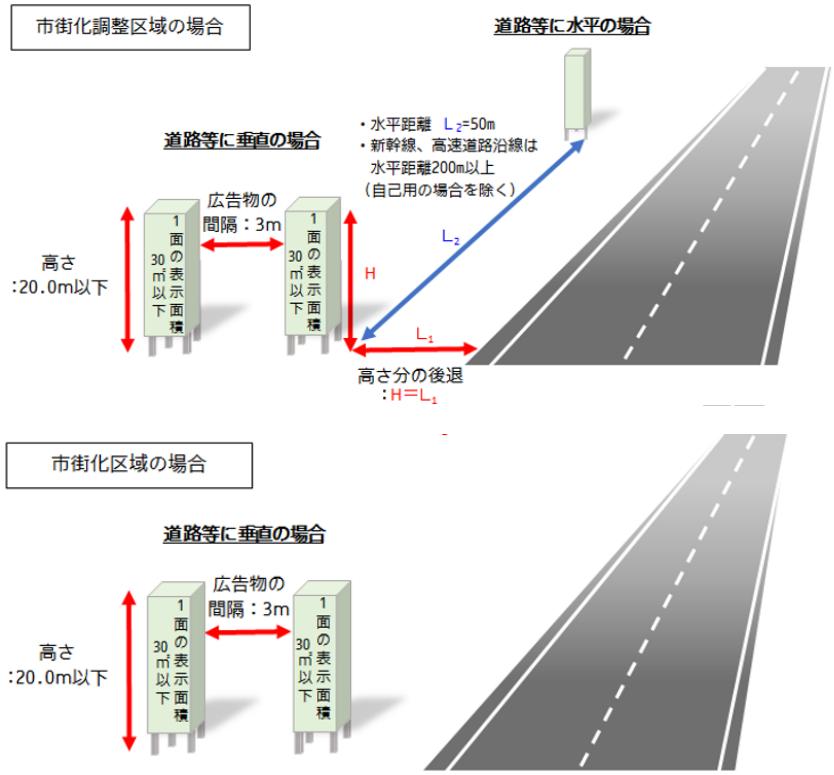
</td>
<td>２年
以内</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>屋上利用広告塔</td>
<td>・高さ 20m以下
・商業、近隣商業地域以外の地域では電光可変表示広告物は掲出不可
 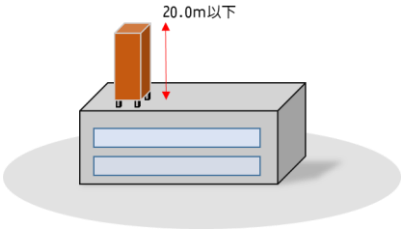
</td>
<td>２年
以内</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>アーチ広告物</td>
<td>・地表から脚柱以外の下端までの高さが、歩道上で 2.5m以上、車道上で 4.5m以上
・電光可変表示広告物は掲出不可
 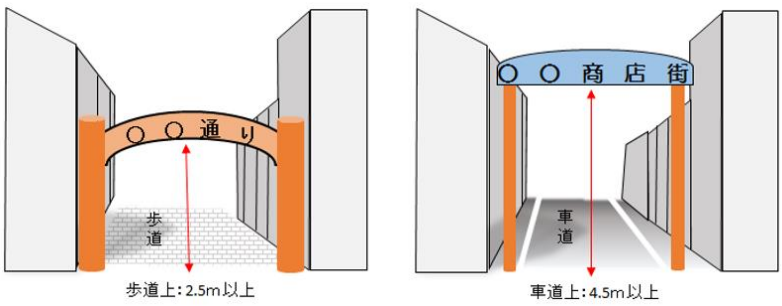
</td>
<td>２年
以内</td>
</tr>
</table>

簡易広告物	はり紙	・同一壁面に連続して貼り付ける場合、表示面積の合計が１㎡以下 ※紙、布、ビニール等を使用して作成されたもので、テープ、のり等で貼り付け、又はくくり付ける等容易に取り外すことができるポスター、ビラ類	１月以内
	はり札等	・表示面積 0.5 ㎡以下 ・同一壁面に連続して貼り付ける場合、表示面積の合計が１㎡以下 ※ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板等のように比較的軽易なものからなる板に紙を貼ったものを、工作物及び街路樹等にひも、針金等でつるし、又はくくり付ける等容易に取り外すことができるもの	１月以内
	立看板等	・高さ３m以下、表示面積５㎡以下 ・営業中のみ表示する場合も含む ※容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物 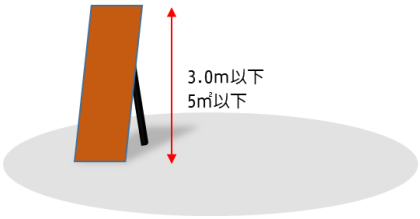	３月以内
	広告幕	①壁面を利用する場合：幅 1.8m以下、長さ 20m以下 ②道路を横断する場合：下端が路面から 4.5m以下 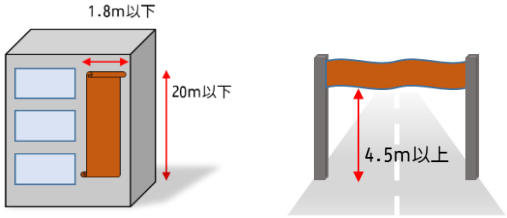	１月以内
	広告旗	・１面の表示面積が２㎡以下 ・営業中のみ表示する場合も含む ※容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗 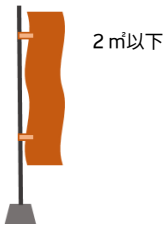	１月以内
	アドバルーン	・広告物の幅が 1.5m以下、長さ 15m以下 ・地表から気球先端までの垂直距離が 45m以下 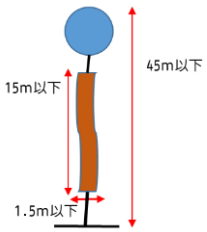	１月以内

§６　許可期間、申請手数料一覧

区分	単位	金額		許可期間
		照明装置無	照明装置有	
建植広告板 壁面利用広告板 壁面突出広板 屋上利用広告板 アーケード利用広告板 車体外面広告物 広告幕 （テント幕等長期間表示するもの） 建植広告塔 屋上利用広告塔	1㎡以下	850円	1,270円	2年以内
	1㎡超～3㎡以下	1,400円	2,100円	
	3㎡超～6㎡以下	2,000円	3,000円	
	6㎡超～10㎡以下	2,700円	4,050円	
	10㎡超～15㎡以下	3,700円	5,550円	
	15㎡超～20㎡以下	4,700円	7,050円	
	20㎡超～25㎡以下	5,700円	8,550円	
	25㎡超～30㎡以下	6,700円	10,050円	
	30㎡超～35㎡以下	7,700円	11,550円	
	35㎡超～40㎡以下	8,700円	13,050円	
	40㎡超～45㎡以下	9,700円	14,550円	
	※10㎡を超える場合、5㎡区切りで1,000円を加算			
アーチ広告物	1基	3,000円	4,500円	2年以内
はり紙	50枚（50枚未満の場合は50枚とする）	250円	370円	1月以内
はり札等	10枚（10枚未満の場合は10枚とする）	800円	1,200円	1月以内
立看板等	1枚	350円	520円	3月以内
広告旗、広告幕（短期）	1枚	450円	670円	1月以内
アドバルーン	1基	2,500円	3,750円	1月以内
電柱等　巻きたて看板 電柱等　そで看板	1枚又は1基	500円	750円	2年以内

照明装置有：照明無の手数料を 1.5 倍にした額
（10 円未満切り捨て）

手数料算定の例

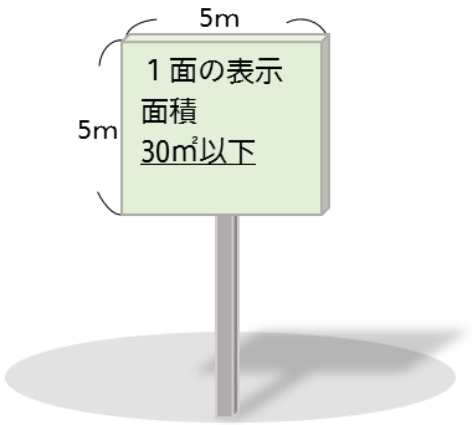

照明装置無の場合
縦 5.0m×横 5.0m＝25.0 ㎡
25.0 ㎡×2 面＝50 ㎡
手数料：10,700 円

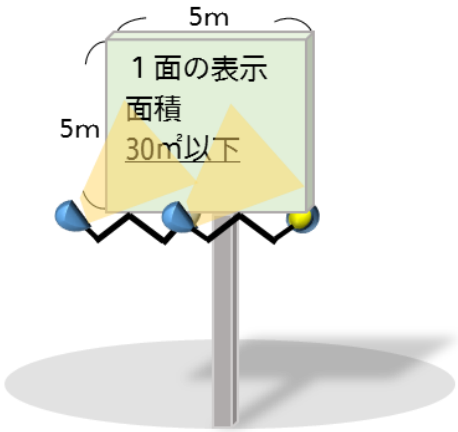

照明装置有の場合
縦 5.0m×横 5.0m＝25.0 ㎡
25.0 ㎡×2 面＝50 ㎡
手数料：10,700 円×1.5＝16,050 円

§７　規制の適用が除外となる広告物

一定の基準を満たした屋外広告物については、禁止地域や禁止物件に表示・掲出が可能な場合があります。

また、屋外広告物の許可を受けずに表示・掲出が可能な場合もありますので、詳細についてはお問い合わせください。（適用除外で許可不要の広告物も適切な管理、点検を行ってください）

【１】すべての地域、すべての物件に許可不要で表示できる屋外広告物

種類等	基準等
①他の法令の規定により表示するもの	※広告物の許可は不要ですが、土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。
②公職選挙法の規定による選挙運動のためのポスター、立札等	
③国、地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの	※許可は不要ですが、別途屋外広告物の表示の届出が必要となります（面積の基準等は遵守してください）。 なお、以下の場合は届出も不要となります。 ・災害等の緊急時。 ・同一敷地内で表示面積の合計が 5 ㎡以下。 （庁舎に公的情報を掲出する場合は 50 ㎡以下。）
④公益施設・物件等に寄贈者名を表示するもの	○表示内容 寄贈者の氏名、名称、住所、所在地、寄贈年月日、寄贈目的等、当該寄贈に関する事項。 ○表示面積 表示方向から見た当該施設、物件の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の 20 分の 1 以内で、かつ、0.5 ㎡以下。

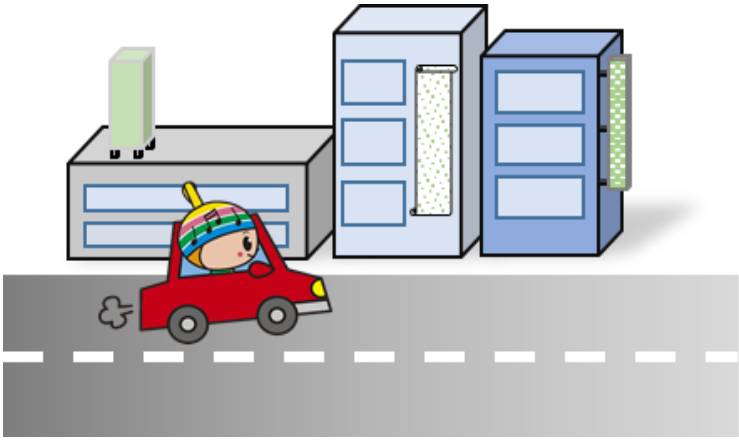

【２】すべての地域に許可不要で表示できる屋外広告物（禁止物件には表示できません）

種類等	基準等	電光可変
①自己用広告物 （自己の店舗や事業所等の建物や敷地内に、自己の氏名、名称、店名、事業内容等を表示するもの）	○同一敷地内に表示されている面積の合計が15㎡以下。（他テナント等も含む） ○電光可変表示広告物等は、 ・表示面積7.5㎡以下。 ・道路上に突き出さない。 ・建物の高さを超えない。	△ ※禁止路線を除く禁止地域では表示不可
②管理用広告物 （自己の管理する土地や建物等に、管理上必要なために表示するもの）	○表示内容 管理者の名称、所在地、連絡先、注意事項等。 ○同一敷地内で表示面積の合計が5㎡以下。 ※広告となりうるロゴマーク等が含まれる場合を除く。	×
③公共的目的、公衆の利便に供することを目的とした広告物 （公共的な施設への道案内、公益的なイベントの際の駐車場への案内等）	○表示面積 道標：1面の表示面積が1㎡以下。 案内図板等：1面の表示面積が2㎡以下。 ※広告物の許可は不要ですが、土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。	×
④冠婚葬祭、祭礼等で慣習として一時的に表示する広告物	※広告物の許可は不要ですが、土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。	○
⑤講演会、展覧会、音楽会、フードフェス、スポーツイベント等の催物のため、その会場の敷地内に表示する広告物	催物の内容を表示するもので、設置から撤去までの表示期間が1週間以内のもの。 ※広告物の許可は不要ですが、土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。	○
⑥自動車、電車に表示される広告物 （車体外面広告物） ※キッチンカーも該当します	○蛍光、発光、反射する塗料や素材を使用しない。 ○表示面積の合計が5㎡以下。 ○表示内容 自己の名称、店名、商標、事業、営業内容等。 （自己用広告物に限る）	×

【３】禁止地域に許可を受けて表示できる屋外広告物（禁止物件には表示できません）

種類等	基準等	電光可変
①自己用広告物 （自己の店舗や事業所等の建物や敷地内に、自己の氏名、名称、店名、事業内容等を表示するもの）	○同一敷地内に表示されている面積の合計が15 ㎡超え 30 ㎡以下。（他テナント等も含む） ○電光可変表示広告物等は、 ・表示面積 7.5 ㎡以下。 ・道路上に突き出さない。 ・建物の高さを超えない。	△ ※禁止路線を除く禁止地域では表示不可
②公共的目的、公衆の利便に供することを目的とした広告物 （公共的な施設への道案内、公益的なイベントの際の駐車場への案内等）	○表示面積 道標：1 面の表示面積が 1 ㎡超え 2 ㎡以下。 案内図板等：1 面の表示面積が 2 ㎡超え 5 ㎡以下。 ※広告物の許可は不要ですが、土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。	×
③自動車、電車に表示される広告物 （車体外面広告物） ※キッチンカーも該当します	○蛍光、発光、反射する塗料や素材を使用しない。 ○表示面積の合計が 5 ㎡以下。 ○表示内容 自己の名称、店名、商標、事業、営業内容等。 （自己用広告物に限る）	×
④禁止路線に案内として表示するもの	○店舗等が禁止路線に面していない場合に、所在を案内するために道路からの入口に表示するもの。 ※自己所有の敷地以外に設置する場合となるので、広告物の申請に併せ土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。 ○道路からの入口等から 50m以内の場所に 2 個以内で、表示面積の合計が 4 ㎡以下。 ○道路からの入口等から 150m以上 250m以内の場所に 2 個以内で、表示面積の合計が 4 ㎡以下。 ○広告物の相互間距離は 2 メートル以上	×

◆禁止路線の適用除外について◆

禁止路線では、当該道路用地の境界線から指定された距離内の場所を禁止地域としています。（一部路線を除く）

禁止地域内は、13 ページに記載のとおり広告物の掲出に制限がかかり、最大でも同一敷地内に 30 ㎡以内に収めなければなりません。禁止路線の場合、当該道路から展望できないことを申請者が写真で立証した場合に限って適用除外とし、通常の許可地域と同様に扱うことができます。

なお、許可後、展望できることが確認された場合は、許可を取消し、撤去を求めることとなりますので、十分注意してください。

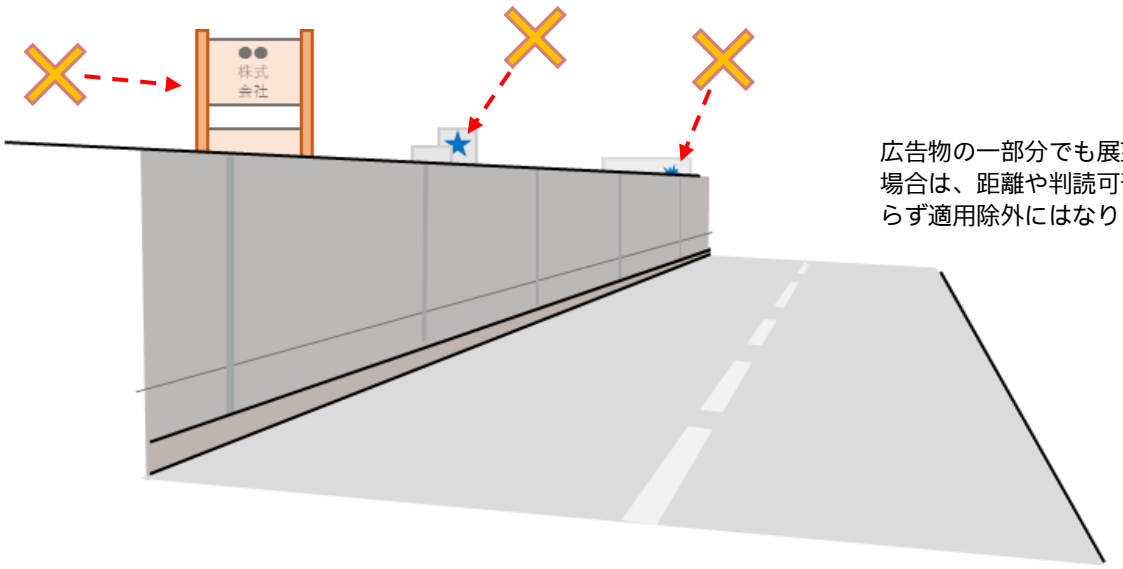

広告物の一部分でも展望できる場合は、距離や判読可否に関わらず適用除外にはなりません。

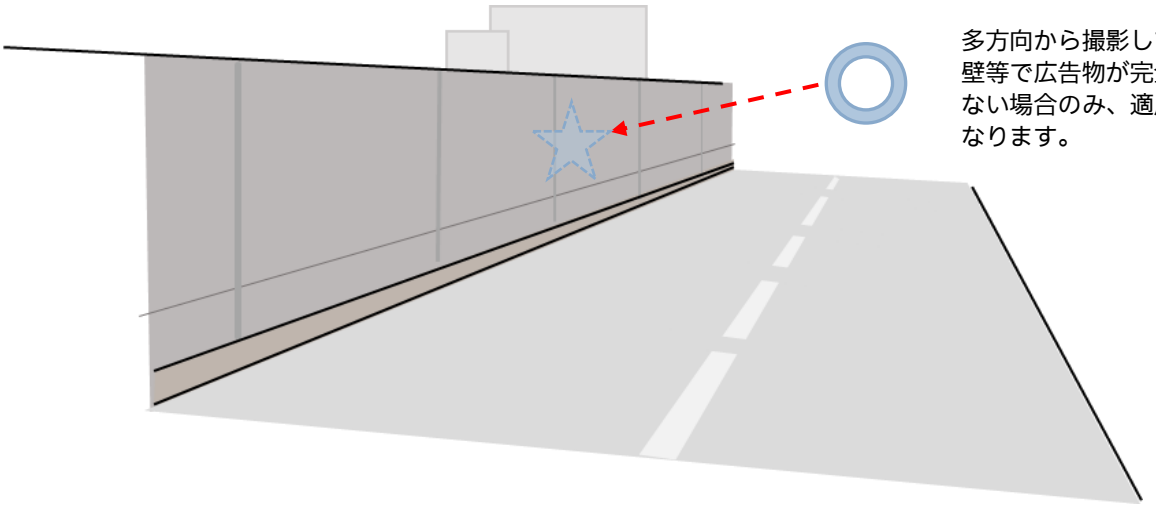

多方向から撮影しても遮音壁等で広告物が完全に見えない場合のみ、適用除外になります。

◆禁止地域内において適用除外で許可を受けたい場合は、展望できないことを証明する書類（現地の写真、申請者の押印がされた申述書）の提出が必要です。ただし、地形や高低差により撮影距離の変更を求める場合があります。

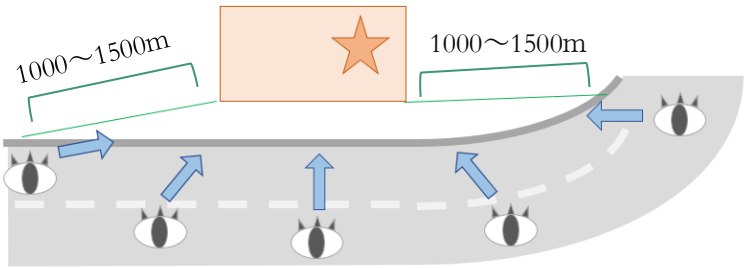

【４】禁止物件に許可を受けて表示できる屋外広告物（禁止地域にも表示できます）

種類等	基準等	電光可変
①石垣、擁壁	○所有者、管理者が自己用広告物（自己の氏名、名称、店名、事業内容等を表示するもの）として表示するもの。 ○同一物件で表示面積の合計が 5 ㎡以下。	×
②送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク等	○所有者、管理者が自己用広告物（自己の氏名、名称、店名、事業内容等を表示するもの）として表示するもの。 ○同一物件で表示面積の合計が 15 ㎡以下。	×
③すべての禁止物件 ①,②のほかに設置できるもの	○所有者、管理者が管理上必要なために表示するもの。 ○同一物件で表示面積の合計が 5 ㎡以下。	×

【５】許可不要で表示できる屋外広告物（禁止地域、禁止物件には表示できません）

種類等	基準等	電光可変
①政治活動、労働活動、宗教活動、社会教育活動等の営利を目的としない活動のために表示するもの	○表示期間は 15 日以下。 ○はり紙、はり札等 ・表示期間、表示者の氏名、住所が明示されていること。 ・１面の表示面積が 1 ㎡以下。 ○立看板等 ・表示期間、表示者の氏名、住所が明示されていること。 ・１面の表示面積が 2 ㎡以下。 ※広告物の許可は不要ですが、土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。	×

§８　屋外広告業者の登録

【屋外広告業とは】

屋外広告業とは、**広告物の表示または掲出する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業※**をいいます。

その主体は、法人、個人を問わず、また、本市に営業所等の営業拠点を置いていなくても、市内で屋外広告物の施工や修繕等を請け負う場合は、**事前の登録が必要です。**

※ 新規表示または設置だけでなく、意匠の変更や修繕等も含まれます。

また、元請けや下請けといった立場の如何を問いませんので、例えば、建設業者が施主から、屋外広告物の設置を含んだ全体の建設工事を請け負っている場合は、元請け・下請けである建設業者も、屋外広告物の設置・施工を行う下請業者も、共に屋外広告業の登録が必要です。

なお、屋外広告業に該当しないものは、表示や施工を請け負わない広告代理業や、屋外広告物の印刷、製作だけを行う場合のみです。そのため、屋外広告物の管理者となって、維持管理や修繕等を行う場合は、屋外広告業の登録が必要ですので、ご注意ください。

【登録制度】

屋外広告業者については、登録制度が導入されています。

この登録制度は、過去の届出制では違反を繰り返す事業者であっても営業上のペナルティを課すことができなかったこと等から、営業停止等を命ずることができるよう屋外広告物法の改正により導入されました。

従って、郡山市内で屋外広告業を営む場合は、事前に市長の登録を受けなければなりません。

また、福島県知事の登録を受けた業者に対しては、届出による特例規定があります。

なお、登録及び届出の有効期限は 5 年間で、更新を受けなければ失効します。

【１】屋外広告業の登録申請に必要なもの

①申請者が個人の場合

- 屋外広告業登録申請書
- 誓約書
- 申請者の住民票の抄本
- 申請者等略歴書
- 業務主任者の住民票の抄本
- 業務主任者略歴書
- 業務主任者の資格を有することを証する書面
- 登録申請手数料　１１，０００円

②申請人が法人の場合

- 屋外広告業登録申請書
- 誓約書
- 登記事項証明書
- 役員の住民票の抄本
- 申請者等略歴書
- 業務主任者の住民票の抄本
- 業務主任者略歴書
- 業務主任者の資格を有することを証する書面
- 登録申請手数料　１１，０００円

【２】福島県の登録を受けた者が届出をする場合

・特例屋外広告業届（押印不要）
・福島県の登録済証の写し
・業務主任者の資格を有することを証する書面
・登録申請手数料　無料

【３】屋外広告業の登録ができない者

下記の欠格事項に該当する者や申請書等に虚偽の記載事項がある者、重要な事実の記載を欠落させた者は、屋外広告業者の登録ができません。

①登録を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しない者
②登録を取り消された屋外広告業者の役員であった者で、その取り消しの日から２年を経過しない者
③営業停止を命令され、その期間が経過しない者
④郡山市屋外広告物条例、または他の自治体の屋外広告物法に基づく条例に違反して罰金以上の刑に処され、執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
⑤成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①～④または⑥のいずれかに該当する者
⑥法人の役員のうち、①～④のいずれかに該当する者
⑦営業所ごとに、業務主任者を選任していない者

【４】登録の取消し、営業の停止

屋外広告業者は、次のいずれかに該当するときは、登録を取消し、営業の全部もしくは一部の停止を命ぜられることがあります。

①不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
②「【３】屋外広告業の登録ができない者」の②、⑤～⑦のいずれかに該当することとなったとき
③登録事項に変更が生じても届出せず、又は虚偽の届出があったとき
④郡山市屋外広告物条例もしくは他の自治体の屋外広告物に基づく条例またはこれらに基づく処分に違反したとき

【５】帳簿の備付け、標識の掲示

屋外広告業者を営む者は、営業所ごとに、かつ、契約ごとに次の事項を記載した帳簿を作成し、契約が終了した日の属する年度の末日から５年間保存しなければなりません。ただし、④に掲げる事項について、当該事項を容易に確認できる仕様書又は図面を添付したときは、④の記載事項については、その記載を省略することができます。

① 注文者の住所、氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
② 広告物を表示し、または掲出物件を設置した場所
③ 広告物または掲出物件の名称または種類及び数量
④ 広告物または掲出物件の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等

⑤ 広告物を表示し、または掲出物件を設置した年月日
⑥ 請負金額
⑦ 安全点検に関する事項
⑧ その他管理上、必要な事項

また、屋外広告業者は、公衆の見えやすい場所に標識（第 24 号様式）を掲示しなければならず、その標識には、登録年月日、営業所の名称、業務主任者の氏名を明記しなければなりません。

【６】業務主任者の選任

屋外広告業を営む者は、法令・条例の遵守、適正な施工、安全の確保、帳簿の記載、その他適正な業務の実施について屋外広告物の業務の総括を行う業務主任者を営業所ごとに選任しなければなりません。

業務主任者は、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

①国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する、屋外広告物に関する試験の合格者
②屋外広告物法に基づく条例を有する自治体が主催する屋外広告物講習会の修了者
③広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、職業訓練修了者、広告美術仕上げに係る技能検定合格者
④その他、郡山市長が①～③と同等以上の知識を有すると認定した者

（認定要件）

・営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する責任者として、申請の日において通算 5 年以上の経験を有する。
・申請の日前 5 年間に広告物に関する法令に違反したことがないこと。

上記の要件を満たす者の申請に基づき認定を行います。

【７】罰則規定

〇屋外広告業登録制度違反・・・・・1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
（①無登録での営業　②不正手段による登録　③営業停止命令違反）
〇除却等措置命令違反・・・・・・・50 万円以下の罰金
〇無許可での設置、掲出・・・・・・30 万円以下の罰金
〇禁止地域、禁止物件への掲出・・・30 万円以下の罰金

条例の規定に違反した場合、その違反内容により罰則が科せられることがあります。

また、両罰規定により、業務により従業員が違反行為をした場合、その従業員のほか、その使用者である法人等も同じく罰金刑が科せられます。

§９　許可申請までの流れ

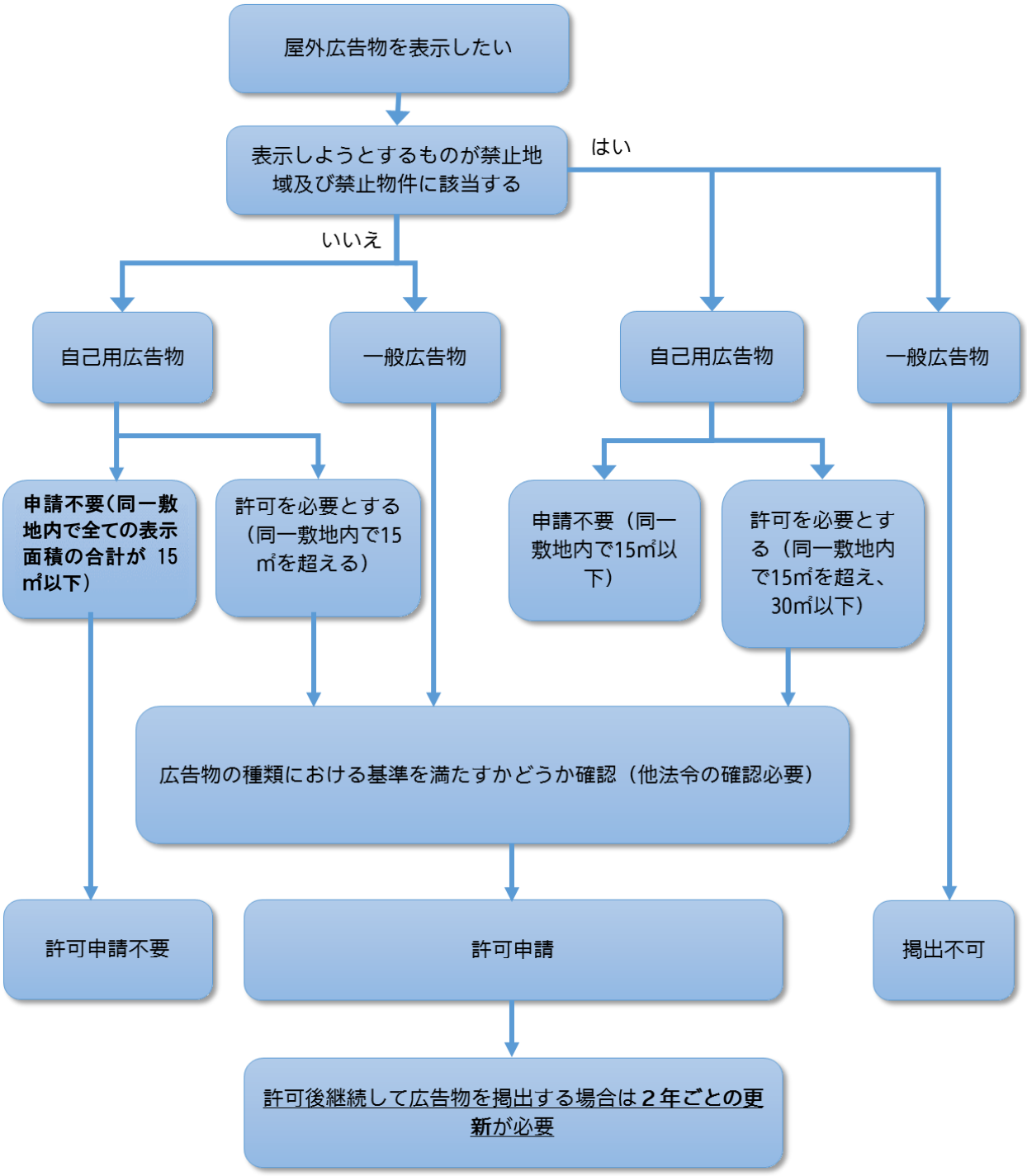

※　このフローチャートは一般的な屋外広告物の申請～許可までの流れを簡略化したものです。広告物の新規の申請や適用除外広告物の表示・掲出などの詳細につきましては、開発建築法務課景観係にお問い合わせください。

§１０　Ｑ＆Ａ集

１　屋外広告物の定義について　・・・Ｐ２２

２　申請について　・・・Ｐ２５

３　エリア・同一敷地について　・・・Ｐ２９

４　規制地域について　・・・Ｐ３０

５　面積計算・手数料算定について　・・・Ｐ３２

これって屋外広告物になるの？
申請の仕方ってどうしたらいい？

よくある質問についてまとめてみたよ！

1　屋外広告物の定義について

＜1＞

Q	広告板と広告塔の違いはなんですか？
A	【広告板】広告表示面が板状で、1面又は2面（板の表裏）に表示されたもの。 側面（斜線部分）には広告表示無し 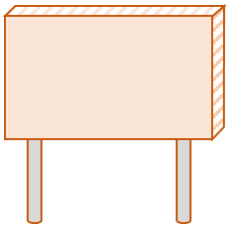 【広告塔】多角柱又は円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が多角塔、円型塔等のもの。 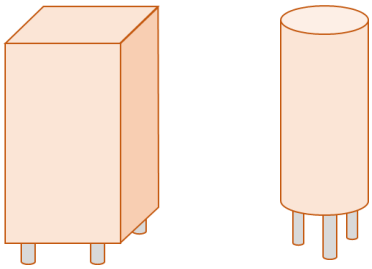

＜2＞

Q	店舗等の外壁や塀に描かれた絵画は屋外広告物に該当しますか？
A	一定の観念、イメージを伝達することを目的として「公衆に表示されたもの」であれば、営利・非営利を問わず屋外広告物に該当します。絵画についても、事業内容への関連の有無にかかわらず屋外広告物として取り扱います。 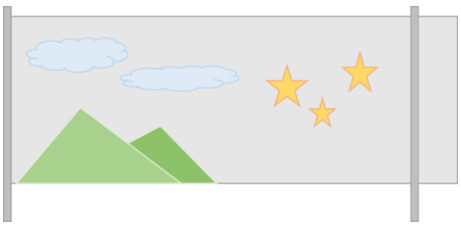

＜3＞

Q	マンション建築工事をする期間中、周囲の仮囲いにマンションの外観イメージや地元の子供たちのアート作品を掲出したいと考えています。必要な手続きはありますか？
A	仮囲いへの掲出については、壁面利用広告として扱います。表示内容が自己用広告物に該当する場合は、15㎡以下は許可不要ですが、自社以外の広告やアート作品などの場合は、一般広告物にあたるため許可申請が必要です。

＜4＞

Q	窓ガラスに広告を貼った場合も申請は必要ですか？
A	屋内に貼った場合（内貼）は屋外広告物に該当しないため、申請不要です。屋外に貼った場合、（外貼）は屋外広告物になるため、自己用広告物の合計 15 ㎡超え又は一般広告物の場合、許可申請が必要になります。

＜5＞

Q	自動販売機にロゴやイラストを表示する場合は屋外広告物に該当しますか？
A	自動販売機の本体をひとつの売店として取り扱うため、屋外に設置されていて、商品名、企業名が公衆に表示されているときは、その商品名、企業名の部分は屋外広告物に該当します。 また、自動販売機に表示されている商品名、企業名等と販売している商品が同社のもの（A 社が A 社の商品を販売し、自動販売機本体に表示されている広告物も A 社のもの）であれば、自己用広告物として取り扱うこととなるため許可不要ですが、販売している商品以外の広告物も表示する場合は、一般広告物として扱うため、許可なく表示することはできません。

＜6＞

Q	バス停に掲出する広告物は屋外広告物に該当しますか？
A	バス停上屋の広告物は、バス管理会社の管理下にある人々に限定せず、不特定多数（公衆）に向けて表示しているため、屋外広告物として取り扱います。 ※参考※ 国の通知（国道利第 53 号「バス停留所その他これに類する施設に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取り扱いについて」）においても、道路占用の許可条件として、屋外広告物の許可を受けたものであること、とされています。

＜7＞

Q	広告塔で一部白板の面がありますが、白板は広告塔の面積に含まれますか？
A	広告塔は多角柱又は円柱のもので、全ての面を合わせて一体の広告物とみなしているため、一部白板の面が含まれていたとしても、通常広告を表示する全ての面を面積算定に含めます。 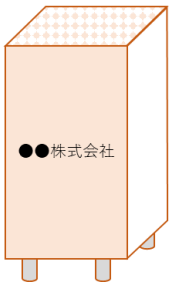 左図のような 4 面の広告塔（天面表示無）の場合、1 つの面が白板だとしても、面積は 4 つの面の合計面積となります。

＜8＞

Q	店舗の営業中だけ、ランチメニューの立て看板を店先に出したいと考えています。夜間は店内にしまい、24 時間掲示しているわけではないので、屋外広告物の許可は不要ですか？
A	営業時間中だけ掲出する場合でも屋外広告物に該当します。敷地内に 1 店舗のみの場合は、自己用広告物 15 ㎡の範囲であれば許可不要となりますが、立て看板を含めて 15 ㎡を超えるときには許可が必要です。また、敷地内に他の店舗がある場合は、敷地内全体に表示される広告物すべての合計が 15 ㎡を超えるときには許可が必要となります。 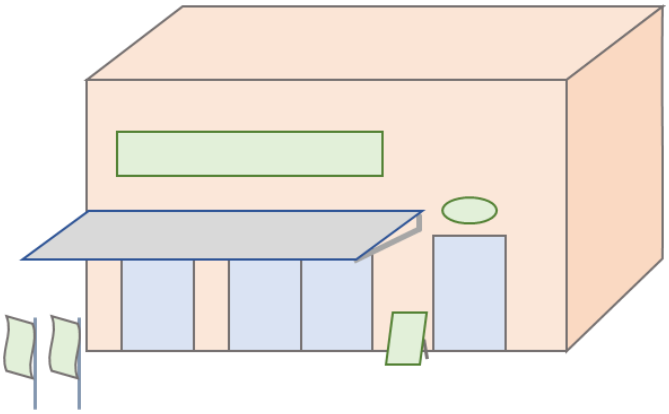 自己用広告物の表示面積の合計が 15 ㎡を超える場合は許可申請が必要になります。

2　申請について

＜９＞

Q	集客型の複合施設を建築し、8～10 店舗のテナントが入る予定です。広告物の申請はテナントごとにそれぞれ申請することはできますか？
A	壁面の 1/2 かつ 50 ㎡以下などの上限規制を遵守していただくため、テナント間の調整が必要となりますので、建築主あるいは施設の運営主体で、まとめての申請にご協力ください。

＜１０＞

Q	当社のビルに、当社の他 10 店舗のテナントが入る予定です。当社の広告掲出時には、テナントの出店が決まらないため、まとめて申請することができません。どのようにすればよいですか？
A	ビル全体でまとめての申請をお願いしておりますので、テナントが追加される都度に、変更許可申請あるいは新規の許可申請をお願いします。まとめての申請にご協力いただけない場合は、テナントそれぞれで申請していただくことはできますが、一つのテナントから上限ギリギリの申請があっても市は許可することとなり、それ以降の申請は全て不許可となり掲出できなくなりますので、ご注意ください。

＜１１＞

Q	屋外広告物を設置したいのですが、どこに頼めばいいですか？
A	郡山市内で広告業を営むには、郡山市に屋外広告業の登録をしている必要があります。 ホームページに登録業者のリストを掲載していますので参考にしてください。

＜１２＞

Q	屋外広告物を掲出する計画があり、申請を行う予定です。工事着工を急ぎたいのですが、何日くらいで許可を出してもらえますか？
A	屋外広告物の許可申請にかかる標準処理期間は、2 週間となっています。この 2 週間は必要書類が整っている場合の期間のため、不足書類がある場合は、補正されるまでの期間は含みませんので、期間に余裕をもって申請してください。 なお、許可を受ける前に着工することはできませんので、ご注意ください。

＜１３＞

Q	看板を付け替える時は何か手続きが必要ですか？
A	許可を受けた後、改造や表示面積の増加をする場合は、変更工事を行う前に許可が必要になります。必要書類を揃えて変更許可申請をしてください。なお、板面の塗り替えや一部除却などの軽微な変更の場合は、申請不要となります。

＜１４＞

Q	許可を受けた屋外広告物の表示をやめたのですがどうしたらよいですか？
A	屋外広告物の撤去後に、除却届と除却前後の写真を提出してください。 なお、白塗り等で表示を無くした場合でも、板面などの工作物が残っているものは除却扱いになりませんのでご注意ください。 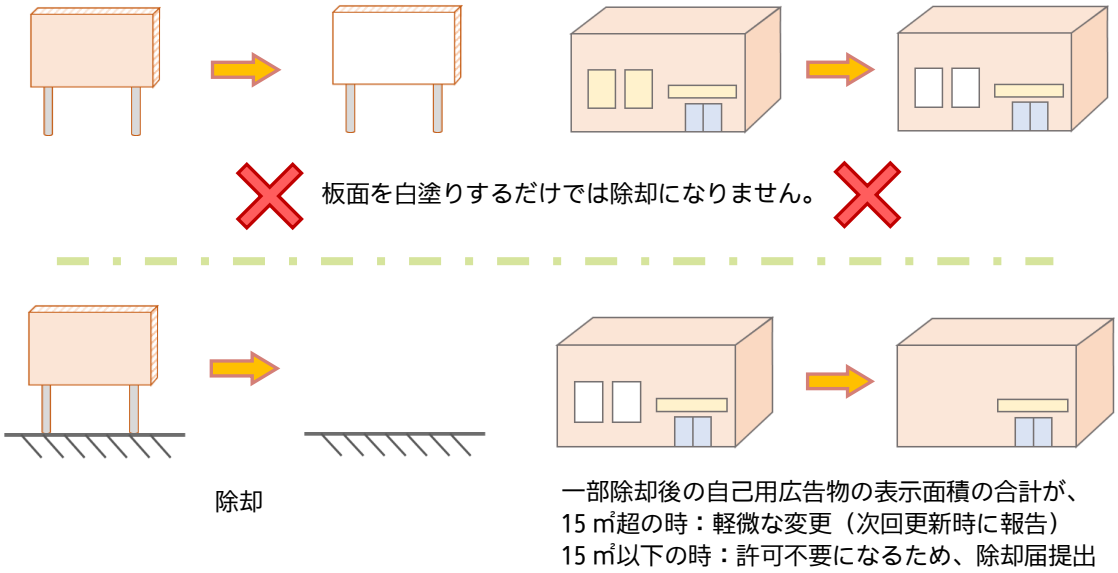

＜１５＞

Q	フローチャートで自己用広告物申請不要となりましたが、提出するもの等ありますか？
A	屋外広告物の許可申請は不要となりますが、広告物の表示者及び管理者は、必要な点検と管理を行い、広告物を良好な状態に保つ義務があります。また、道路法による道路占用許可や、建築基準法による工作物の確認申請など、その他法令の手続きが必要な場合がありますので、ご確認をお願いいたします。

＜１６＞

Q	土地物件の所有者又は管理者（以下、所有者等）の承諾には何を記入すればよいですか？
A	所有者等の住所又は所在地と、氏名又は名称を記入してください。 所有者等が申請者と異なる場合は、所有者等による直筆での記入、押印又は契約書の写しの添付が必要になります。

＜１７＞

Q	屋外広告物許可の更新はどうしたらよいですか？
A	許可期間が切れる月の 3 か月前の月末に更新通知を送付しています。期間が切れる 1 か月前までに安全点検を行い、更新申請の手続きを行ってください。申請の際には。不足書類が無いよう同封の書類をよく確認してください。

＜１８＞

Q	許可の更新手続を忘れてしまっていました。違反になってしまうでしょうか？許可切れでもできる手続きがあれば教えてください。
A	更新手続は、許可期間が切れる 1 か月前までに安全点検を行い、申請していただく必要があります（標準処理期間は 2 週間となっています）。なんらかの事情により許可期間を過ぎてしまった場合にも、安全点検を行ったうえで更新手続をすることが可能です（※）。なお、許可期間は本来、適正に更新手続をしていた場合の期間のみを許可することになりますので、更新手続を遅らせることで許可期間が延びることはありません。また、許可更新がされていない期間は、違反広告物となりますので、適正な期間に手続をするようご注意ください。 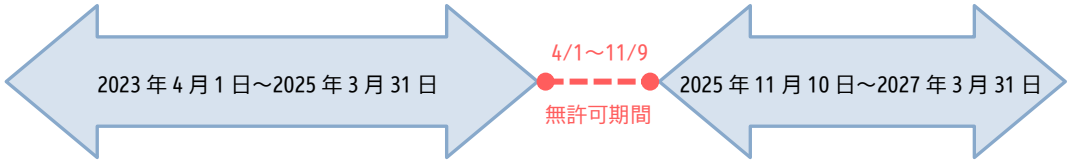 ※無許可期間が適正に更新されたときの許可期間を超えた場合、更新手続はできませんので、再度新規申請をしてください。 必要書類は、通常の新規申請時の書類＋安全点検報告書となります。

＜１９＞

Q	安全点検報告書でレベル C、D（異常あり）と判断されました。どうしたらよいですか？
A	レベル C、D の場合は安全上の問題があるということになりますので、報告する際に対応内容（未補修の場合は補修時期と補修内容）を記載して提出してください。また、補修等は速やかに行ってください。

＜２０＞

Q	屋外広告物の申請をしたいのですが、窓口に持参する以外の方法はありますか？
A	郵送をご利用ください。その際には、申請書一式の他、切手を貼った返信用封筒を 2 通（許可書返送用、納付書返信用（現金書留支払い希望の場合は不要））を同封してください。なお、e-mail による申請も可能ですが、返信用封筒２通は必要です。

＜２１＞

Q	屋外広告物の手数料の納付方法は何がありますか？
A	開発建築法務課窓口現金払い、納付書払い、現金書留払いがあります。

＜２２＞

Q	銀行振込の納付書に記載された金融機関が近くにない場合はどうしたらいいですか？
A	記載のない金融機関でも取り扱える場合がございますので、お近くの金融機関窓口でご確認ください。なお、指定金融機関ではありませんので、手数料が発生します。

＜２３＞

Q	許可の際、許可証票のシールを受け取りました。これは更新前のシールと貼り換えなくてはなりませんか？
A	許可を受けた者は、お渡しした許可証票を広告物又は掲出物件に貼り付けておかなければなりません。なお、高所の壁面などで貼り付けが困難な場合は、紛失することがないよう許可書と一緒に保管してください。

3　エリア・同一敷地について

＜２４＞

Q	既存店舗の広告の表示面積の合計は 14.5 ㎡ですが、同一敷地内に別の店舗が出店することになり、予告広告 2 ㎡を建てることになりました。うちの店舗の自己用広告物は 15 ㎡以内なので、新しい看板の分だけ許可申請すればよいですか？
A	同一敷地内 15 ㎡の考え方は、一つの店舗ではなく、すべての広告の表示面積が 15 ㎡以内の場合に限り、許可不要とするものです。したがって、新しい看板を建てることで 15 ㎡を超える場合、既存の 14.5 ㎡を含むすべての広告物について、許可申請が必要です。 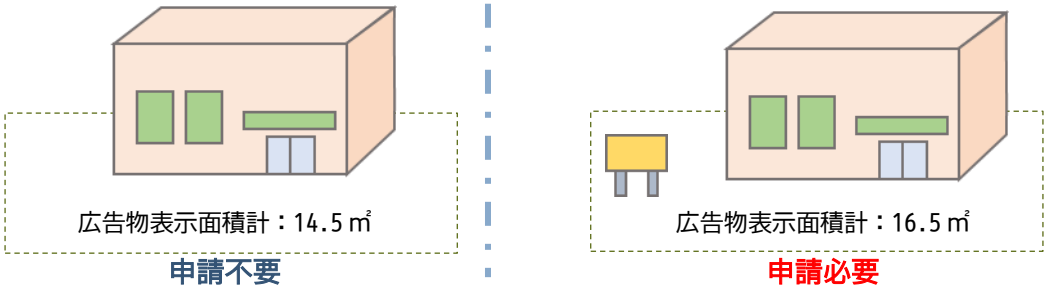

＜２５＞

Q	住宅展示場をつくることになりました。当社は土地を提供するだけで、ハウスメーカーがそれぞれ自己用広告物を掲出する予定です。ハウスメーカーごとに 15 ㎡を許可不要で掲出できますか？
A	同一敷地内 15 ㎡の考え方は、一つの店舗ではなく、すべての広告の表示面積が 15 ㎡以内の場合に限り、許可不要とするものです。従って、許可不要で掲出できるのは、住宅展示場全体で表示される広告物の合計面積が 15 ㎡以下となります。

＜２６＞

Q	法令の規定により表示する広告物又は掲出物件は、適用除外で許可申請不要となっていますが、どのような広告物が該当しますか？
A	法令の規定により表示されたものにつきましては、文化財保護法による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識や建設業法による建設工事現場の標識などが該当します。 適用除外として扱うかどうかは、提出された資料を参考に判断させていただきますので、計画が分かり次第、法令、条文等を明記した資料を添えて、早めのご相談をお願いします。

4　規制地域について

＜２７＞

Q	禁止地域内で大規模開発を行い、開発完了後に順次、分譲していく計画があります。禁止地域内だと表示できる広告物の総面積に上限がありますが、その際、総面積を算定するエリアの考え方を教えてください。
A	分譲が完了するまでは、開発エリア全体を一つのエリアとして考えるため、A,B,C,D 内の広告物の合計で面積を計算し、全体で 30 ㎡以内であれば広告物の掲出は可能です。なお、すべての分譲が完了し、それぞれ異なる主体が管理し、共有する駐車場などの施設がない場合は、A,B,C,D を別の敷地としてみることが可能です。（ただし、〇〇タウンなど全体を総称する名称で集客する場合などは、一体のものとみなします。） 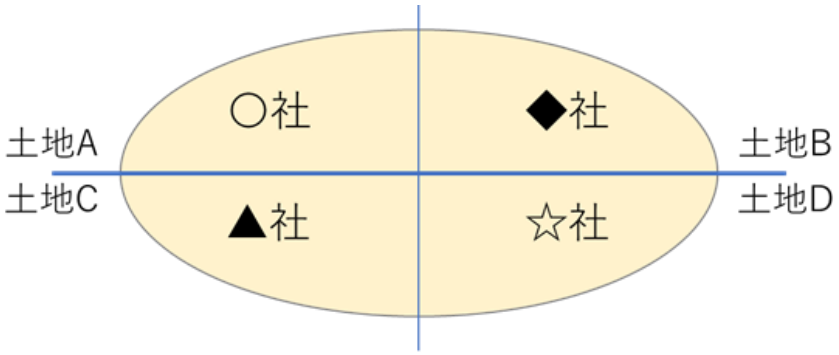

＜２８＞

Q	広告物が基準の異なる地域にまたがって設置される場合、どの基準が適用されますか？
A	基準の異なる地域にまたがって設置されている場合、厳しい方の基準が適用されます。 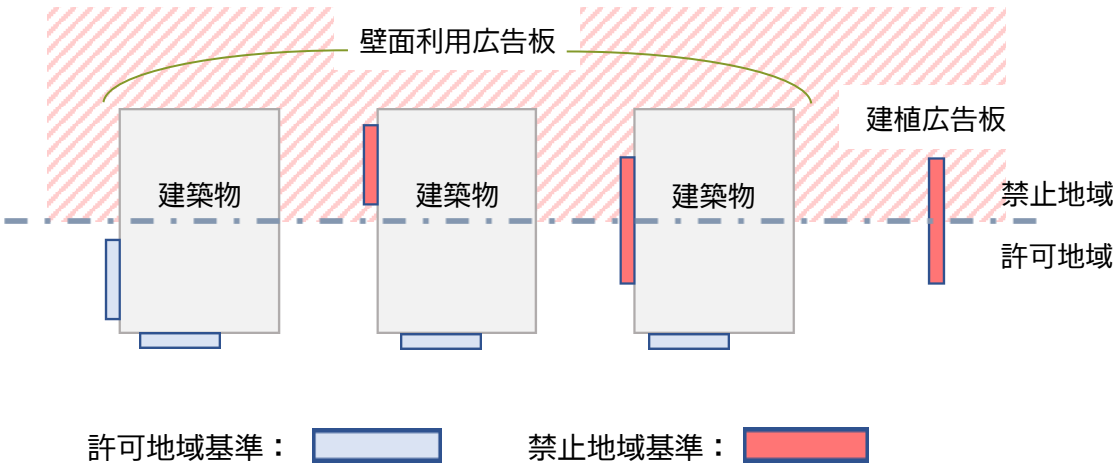

＜２９＞

Q	規制地域であっても、その適用除外となる「家屋連たん地区」とはなんですか？
A	家屋連たん地区とは、家屋が一定の距離の範囲内に連なって建っている地区のことを言います。郡山市では、50 戸以上の家屋が連たんしている地区については、公開型地理情報システム及び開発建築法務課窓口にて、閲覧できるようにしていますが、さらに規制を緩和するため、30 戸以上の家屋が連たんしている地区であることを申請者が証明した場合は、適用除外をすることとしています。

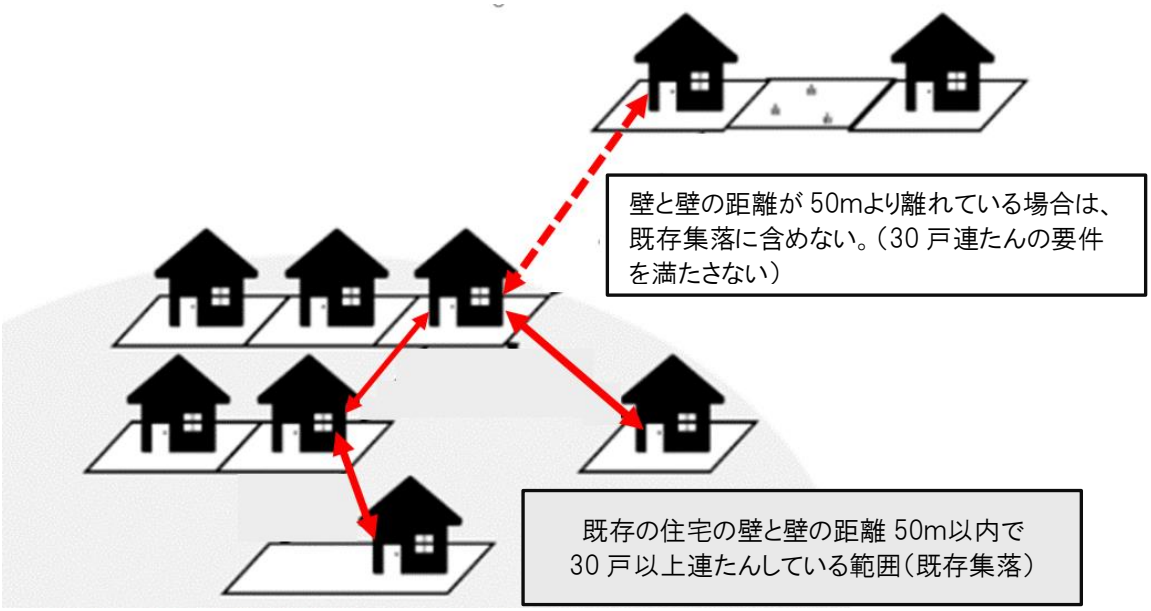

＜３０＞

Q	30 戸連たん地区の証明は、どのようにすればいいですか？
A	はじめに図１のように、連たんしていると思われる家屋の壁面から 25mの距離をとり、次に図２のように、25mの範囲内に壁面が存在する家屋をつなげていき、３０戸つながっていることが分かる図面及び写真を添付してください。

【図１】

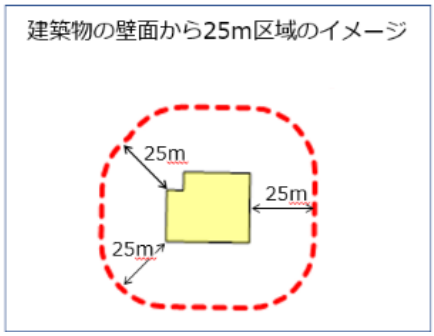

【図２】

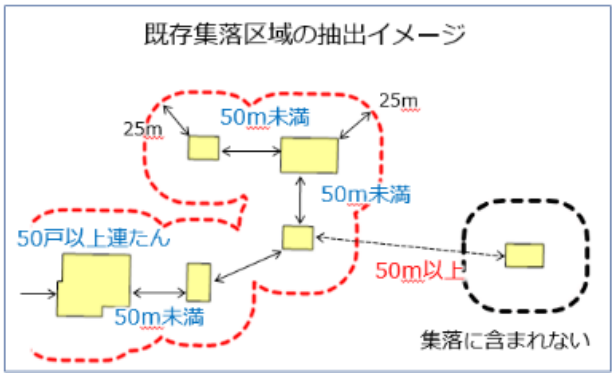

5　面積計算、手数料算定について

＜３１＞

Q	下図のような広告物の面積と手数料の算定の仕方を教えてください。
A	【建植広告板】 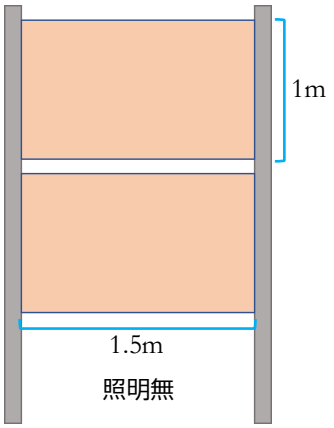 H1.0×W1.5×1(片面) ＝1.5㎡(上) H1.0×W1.5×1(片面) ＝1.5㎡(下) 表示面積計 1.5㎡+1.5㎡=3.0㎡ 手数料 ¥1,400 基本的には一つの躯体ごとに表示面積計を算出し、算出された面積で手数料を計算します。 （基数は１基） 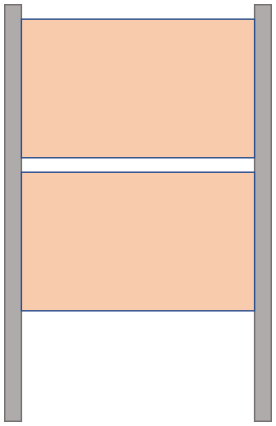 H1.0×W1.5×1(片面) ＝1.5㎡(上) 手数料　¥1,400 H1.0×W1.5×1(片面) ＝1.5㎡(下) 手数料　¥1,400 手数料計 ¥2,800 特別な事情(表示者が異なる等)により、板面ごとに面積を計算する場合は、手数料もそれぞれの面積で計算されます。 【壁面利用広告板】 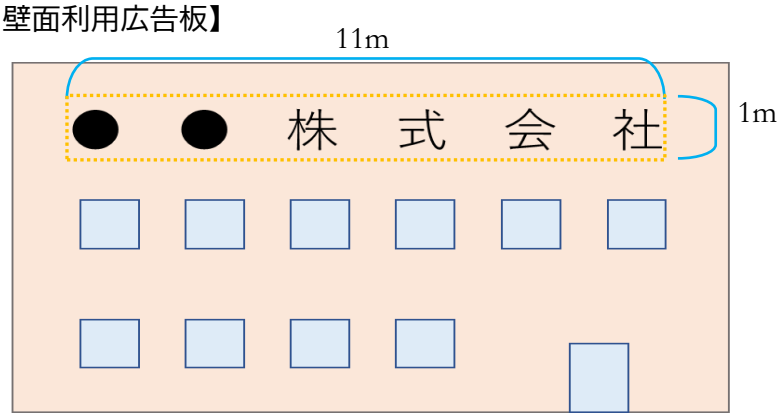 H1.0×W11.0×1(片面) ＝11.0㎡ 手数料　¥3,700 広告物全体を囲む図形（点線）の寸法で面積を算出する場合は、１基として扱います。 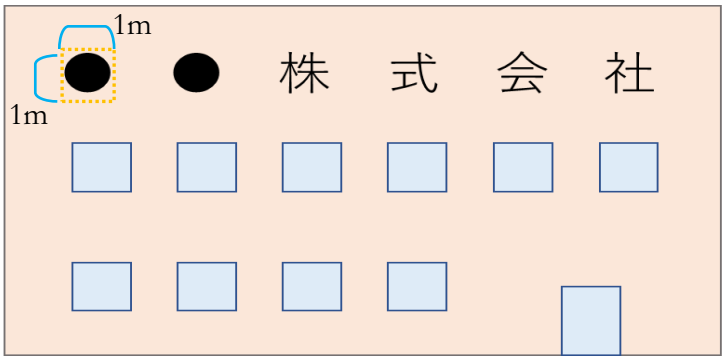 H1.0×W1.0×1(片面) ＝1.0㎡ 手数料 ¥850 1㎡の広告物が６基。 表示面積計　6.0㎡ 手数料計　¥5,100 文字ごとの寸法で申請する場合は、文字ごとに面積を計算するため、それぞれを１基の広告物として扱います。(上図の場合は計６基) また、三斜図等の面積の確認ができる資料を添付することで、文字自体の面積で計算することも可能です。

屋外広告物の設置の際に手続き等が必要となる他の関連法令等について

【１】郡山市景観づくり条例（担当：開発建築法務課　景観係）

（１）大規模行為の届出が必要なもの

〇設置の 30 日前までに届出が必要です。
〇建植広告板や広告塔などの高さが 13mを超えるもの。
〇屋外広告物の表示面積の合計が 100 ㎡を超えるもの。
〇大規模行為の届出をした屋外広告物の意匠を変更する際、
　変更する面積が 10 ㎡を超えるもの。

（２）事前協議が必要なもの

〇設置の 60 日前までに協議が必要です。
〇事前協議後に大規模行為の届出が必要です。
〇地上から広告物の上端までの高さが 31mを超えるもの。

【３】郡山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下風致条例）

風致地区内で広告物等を表示する場合は、風致条例の許可が必要です。
風致に配慮した色彩計画をしていただく必要があるため、
風致地区内で行為をする場合は事前にご相談ください。

【４】建築基準法（担当：開発建築法務課　建築審査係・建築相談係）

（１）建植広告板や広告塔などの高さが 4mを超えるものは、工作物として
確認申請が必要です。

（２）確認申請がなく設置した広告塔などについては、建築基準法に基づく報告等、
適切な措置をしたうえで屋外広告物を掲出してください。

【５】自己の所有地以外での屋外広告物の表示・掲出について

（１）所有者・管理者等の承諾について

屋外広告物の申請の際には、所有者や管理者の承諾が必要となります
ので、土地所有者との契約、道路占用の許可など、適切な手続きをお
こなってください。
屋外広告物の許可が不要の場合でも、適切な手続きをお願いします。

（２）道路上に屋外広告物の掲出を検討される場合は、道路等の占用許可基
準と屋外広告物の許可基準の両方を満たす必要がありますので、必ず
事前に相談をお願いします。

※屋外広告物については、開発建築法務課　景観係
　市道の占用許可については、道路保全課　行政係

【発　行】　　２０２６年３月
郡山市都市構想部　開発建築法務課　景観係

【問い合わせ先】
電　話：０２４－９２４－２３７１　ＦＡＸ：０２４－９３８－２７２０
メール：kentikuhoumu@city.koriyama.lg.jp